

会議録（１）

会議の名称	令和８年度第１回飯能市都市計画審議会
開催日時	令和８年７月２９日（水） 開会 午前１０時００分 閉会 午前１０時４９分
開催場所	飯能市役所本庁舎５階 第１・２委員会室
議長氏名	宮下 清栄
出席委員	宮下 清栄 熊田 俊郎 小川 英之 加藤 義明 佐野 純一 田島 慎司 加涌 弘貴 平沼 弘 滝沢 修 関田 直子 パタソン ひとみ 熊田 尚子
欠席委員	なし
説明者等 出席者氏名	市長 新井 重治 広域飯能斎場組合事務局長 大野 裕司 都市建設部参事兼都市計画課長 犬竹 章 都市建設部都市計画課主査 橋本 絢人 都市建設部建築課主幹 清水 透 都市建設部建築課技師 伊藤 嵩幸 環境経済部産業振興課長 大久保 雅人 環境経済部産業振興課主査 市川 晋
傍聴者の数	１名
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員 職 氏 名	都市建設部長 木崎 晃典 都市建設部参事兼都市計画課長 犬竹 章 都市建設部都市計画課主査 井戸入 大輝 都市建設部都市計画課主査 橋本 絢人 都市建設部都市計画課主事 上田 一成

会議録 (2)

[illegible]

会議録（３）

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課井戸入主査	10：00 開会 ただ今から、審議会を始めさせていただきます。 まず、本日の出欠席について報告させていただきます。 本日の出席委員は１２名でございます。 飯能市都市計画審議会条例第７条第２項の規定に基づく定足数を満たしておりますので、ただ今から令和８年度第１回飯能市都市計画審議会を開会させていただきます。 本日は公開の会議としておりますので、傍聴を希望される方につきましては、傍聴席で傍聴していただきますのでご承知のほどお願いいたします。 それでは、次第の２ 挨拶に移ります。 本来であれば、最初に飯能市都市計画審議会会長からご挨拶をいただくところでございますが、令和８年３月３１日の任期満了に伴う委員改選により、会長選出前でございますので、市長からご挨拶申し上げます。
市 長	（市長挨拶）
都市計画課井戸入主査	ありがとうございました。 続きまして、本日出席の市職員を紹介します。 （職員紹介）
都市計画課井戸入主査	次に資料の確認をさせていただきます。 （配付資料の確認）
都市計画課井戸入主査	本来であれば、飯能市都市計画審議会条例第７条第１項の規定により、会長に議長をお願いするところでございますが、会長選出前でございますので、前会長の宮下委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
都市計画課井戸入主査	ありがとうございます。それでは、宮下委員は議長席へ移動をお願いいたします。 （議長席へ移動）

発 言 者	発 言 内 容
仮議長	よろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります。 議事（１）「会長選挙及び職務代理者の指名について」を議題といたします。事務局から説明願います。
都市計画課長	議事（１）「会長選挙及び職務代理者の指名について」を説明させていただきます。 会長につきましては、飯能市都市計画審議会条例第６条第１項の規定により、学識経験者の中から委員の選挙により定めることとなっております。 また、職務代理につきましては、飯能市都市計画審議会条例第６条第３項の規定により、あらかじめ会長が指名することとなっております。
仮議長	選挙の方法ですが、指名推選としたいと思いますよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
仮議長	異議がないようですので、指名推選とさせていただきます。 どなたか推選をお願いいたします。
委 員	宮下委員を推選します。
仮議長	他に推選したい方はいらっしゃいませんか。 いらっしゃらないようですので、議決を採りたいと思います。 私が会長を務めさせていただくことに、ご異議はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
仮議長	異議がないようですので、私が会長を務めさせていただきます。
都市計画課井戸 入主査	ありがとうございます。 それでは、会長に就任されました宮下委員からご挨拶を頂戴したいと思います。 宮下会長、よろしくお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課井戸入主査	ありがとうございました。 それでは、飯能市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、改めて宮下会長に議長をお願いいたします。
議 長	よろしくお願いします。 続きまして、職務代理者の指名ですが、飯能市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、あらかじめ会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。 前回に引き続き、佐野委員をお願いいたします。 佐野委員、よろしいでしょうか。
委 員	承知しました。
議 長	ありがとうございます。 それでは、佐野委員から就任のご挨拶を頂戴したいと思います。
委 員	(職務代理者あいさつ)
議 長	ありがとうございました。 以上で議事（1）を終了させていただきます。
都市計画課井戸入主査	続きまして、議事（2）に移る前に本日の諮問事項について、「諮問書」を市長から会長にお渡しさせていただきます。 お手数ではございますが、会長はその場でご起立いただきますようお願いいたします。
市 長	(諮問書朗読し、会長に渡す)
都市計画課井戸入主査	ありがとうございました。新井市長におかれましては、他の公務の都合により、これをもちまして退席いたします。
市 長	(市長退席)
議 長	続きまして、議事（2）「飯能都市計画火葬場の変更について（諮問）」に移ります。 説明をお願いします。
広域飯能斎場組合事務局長	(資料1－1、1－2、1－3に沿って説明)

発 言 者	発 言 内 容
議 長	説明は以上でございます。質疑等がございますか。
委 員	旧国道２９９号側の駐車場は、現在はどのような状況でしょうか。
広域飯能斎場組合事務局長	旧国道２９９号に面する土地につきましては、現在も駐車場として使用しています。また、現行の駐車場位置も変更させていただき、ご指摘のありました北側駐車場も駐車場として使用いたします。
委 員	資料１－１の６ページについて、昨今は建築資材の高騰等、工期の遅れなどがある中で、令和８年２月の都市計画審議会において報告のあった工期から１年ほど開業が早まっていますが、その理由について伺います。
広域飯能斎場組合事務局長	令和８年２月の都市計画審議会でご提示いたしました資料の中で、令和１２年８月新施設開業となっておりますのは、現施設の解体及び駐車場の整備が終わり、新施設開業ということでこのような表記とさせていただいております。 新施設の開業、供用開始は、令和１１年７月を予定しておりますので、今回の資料を提示させていただきました。 大変分かりづらい資料となっておりますこととお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。
議 長	他に質疑等ございますでしょうか。 ないようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。 「飯能都市計画火葬場の変更」について、原案のとおり可決することにご異議ございますか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議がないようですので、原案どおり可決することといたします。 答申書については、後日、私から市長宛てに提出させていただきますので、よろしくお願いします。 以上で議事（２）を終了させていただきます。 続きまして、議事（３）飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第５条第１項第１号に係る指定運用方針の改正について（報告）に移ります。 事務局から説明をお願いします。
都市計画課長	（資料２に沿って説明）

発 言 者	発 言 内 容
議 長	説明は以上でございます。質疑等はございますか。
委 員	D地区等について、今までの問い合わせの状況についてお伺いします。
産業振興課主査	これまでも数件企業からのお問い合わせはありましたが、敷地が広大である等、企業が求める条件に合わず、進出までには至らないのが現状です。
委 員	今回の改正によって、企業立地が増加する等の見込みはありますか。
産業振興課長	これまではD地区及びB－3地区において、充足率8割を超えていないと新規指定はできませんでした。また、問い合わせはありますが、D地区の特性上、県道からの高低差や形状等の企業が求める条件に合わず企業立地の実現には至っておりませんでした。 問い合わせの中には1ヘクタール未満の土地で立地を考えている企業もありましたので、今回の改正によってD地区が埋まらない中でも新たな企業の進出が見込めるのではないかと考えています。
委 員	既存指定区域の8割が充足していなくても立地できることや、新たに企業から指定の依頼があるなど、今までと手法が異なるという認識でよろしいですか。
産業振興課長	指定の方法については民間提案型となり今までと異なりますが、条件としては、第一種農地を除くことや、接道要件の道路幅員が9メートル以上であること、排水先があることなど指定に係る条件は変わりません。 また、小規模の立地も今回の運用方針の改正によって可能になります。
委 員	D地区及びB－3地区の区域以外でも指定は可能となるという理解でよろしいでしょうか。
都市計画課長	お見込みのとおりです。
委 員	D地区及びB－3地区以外にも企業立地が可能な候補地はあるのでしょうか。また、小規模の土地でも企業立地の相談はあるのか伺います。

発 言 者	発 言 内 容
産業振興課主査	精明東部地区に数か所ほど3,000平方メートルから5,000平方メートルほどの規模で農地を除いたまとまった土地があります。 また、企業立地の相談については1,000坪から2,000坪の規模を希望の事業者から問い合わせもいただいております。開発事業者の話によると、圏央道周辺エリアで探している企業は十数社いると伺っております。具体的な計画があるわけではありませんが、今回の運用方針改正後、市に問い合わせいただいた事業者等に情報提供を行い、周知を図りたいと考えております。
委 員	周知やマッチングの方法はとても重要と考えますが、具体的な方法は考えられておりますでしょうか。また、企業からの指定依頼があった際の進め方について教えていただきたいです。
産業振興課長	周知方法につきましては市のホームページによる周知に加え、今まで問い合わせいただいた事業者等にご連絡するなどし、周知を行いたいと考えています。 本市の総合振興計画においても精明東部地区は産業誘導エリアに位置付けられており、当課で把握している限りでは3か所から5か所程度候補地があります。事業者側で地権者から合意を得た上で、市の基準に合致すれば指定ができることとなり、円滑な立地が可能になると考えております。
委 員	先ほどのお話の中で、接道の要件がありましたが、道路が無いところに指定をされる可能性はあるのでしょうか。
都市計画課橋本主査	接続先道路等の公共施設の関係について、あくまでも現状で公共施設が整備されていることが要件となっています。
委 員	指定運用方針の改定とありますが、議会に諮るのでしょうか。また、土地の関係について県との協議や支援があるのか伺います。最後に、民間からの提案とありますが、太陽光発電施設など周囲に影響が懸念される施設が提案された場合、指定の最終決定を下す体制について伺います。
都市計画課橋本主査	1点目につきましては、条例等ではなく、あくまで運用の改正となりますので決裁をもって改正することになります。 2点目につきましては、飯能市の権限の中で行う事務のため、県との協議は基本的に発生しません。ただし、対象地の状況によっては必要になる可能性があります。

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課橋本主査	3点目につきましては、例えば、太陽光発電施設は元々開発許可の対象となりません。そのため、区域指定をしない場合でも立地が可能な施設となります。また、環境の悪化が懸念される施設について、準工業地域においても建築できない施設は現行の運用指針においても立地はできません。
産業振興課長	補足ですが、今回の運用改正は区域の指定方法について市主導で行っていたものを民間提案制度に変えるものです。建築できる建物の用途や条件を変更するものではございませんので、お質のような状況は想定しておりません。
委 員	周辺住民説明報告書を提出することとなっていますが、説明を行う対象範囲はどの程度なのか伺います。
産業振興課主査	周辺住民説明の対象範囲につきましては、敷地境界から計画されている建物高さの2倍の距離を範囲としております。その範囲内にある土地、建物所有者、住民及び自治会長を対象として住民説明をしていただくことを想定しております。
議 長	他に質疑等ございますでしょうか。 ないようですので、以上で変更についての報告を終結させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	ご異議なしと認めます。 以上で議事（3）を終了させていただきます。 続きまして、議事（4）「その他」に移ります。 事務局から何かありますでしょうか。
都市計画課長	事務局からは特にありません。
議 長	以上で議事を終了し、進行を事務局へお返しします。 ありがとうございました。
都市計画課井戸入主査	ありがとうございました。 続きまして、次第の「4 その他」でございます。事務局からは特に連絡事項はございませんが、委員の皆様から何かご報告などございますでしょうか。

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課井戸 入主査	ないようですので、閉会に際しまして、都市建設部長からご挨拶 申し上げます。
都市建設部長	(部長挨拶)
都市計画課井戸 入主査	以上をもちまして、令和８年度第１回飯能市都市計画審議会を閉 会とさせていただきます。 本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。 10：49 閉会
発 言 者	発 言 内 容
議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。 令和 年 月 日 署 名 _____	